

経営者のための学校情報

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 197 号 この資料は全部お読みいただいて 2 分 40 秒です。

今回のテーマ： リース取引に関する会計処理について②

前回に引き続き、今回もリースに関する会計処理についてです。

平成 21 年 1 月 14 日に、日本公認会計士協会より『「リース取引に関する会計処理について（通知）」に関する実務指針（学校法人委員会報告第 41 号）』が公表されました。

1. 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理について

ファイナンス・リース取引のうち、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行う場合を前提として、購入（借入れによる購入を含む）した場合とリースした場合の相違点を表にまとめました。

（所有権移転リースと所有権移転外リースの違いについては、前号をご参照ください。）

取得形態	購 入		ファイナンス・リース	
	自己資金	借入金	所有権移転	所有権移転外
資産計上	有		有	
BS 計上額	取得のために支払った額		原則：リース料総額のうち、元本返済額 （利子分を控除した控除した額）＝利子抜き法 例外：リース料総額＝利子込み法	
負債計上	無	有（借入金）	有（未払金）	
減価償却計算	耐用年数	経理規程に定めた耐用年数	同左	リース期間
	残存価額	経理規程に定めた残存価額	同左	ゼロ
基本金の組入れ	全額組入れ。	全額組入れ。 借入残高に対応する分は未組入れ。	全額組入れ。 未経過リース料に対応する分（未払金相当額）は未組入れ。	
基本金の取崩し	売却もしくは除却した時に取崩対象となる。		同左	リース期間終了時に再リースしない場合や、リース契約を解約した場合には、固定資産の除却処理が行われ、基本金の取崩対象となる。
留意点	購入額が高額の場合、理事会承認を必要とする場合がある。	借入額が多額の場合、もしくは金額の多寡に係わらず理事会承認を必要とする場合がある。	契約額が多額の場合、理事会承認を必要とする場合がある。	
会計処理の煩雑さ	従来通りの会計処理		利子抜き法の場合の支払利息相当額の計算、未払金の長短の区分など	

2. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理について

ファイナンス・リース取引であっても、所有権移転外ファイナンス・リース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができます。

「リース契約1件当たり」とは、1通の契約書に記載されたリース料の総額をいいます。

もしも、リース取引の契約が分割されていた場合は、分割が合理的であると認められたものでなければなりません。

お見逃しなく！

契約内容によっては、リース契約1件の中で売買取引処理のものと賃貸借取引のものが混在することがあります（委員会報告1-3参照）。会計処理を適正に行えるよう、リース取引に際しては事前に十分な検討をする必要があります。

その具体例が実務指針（学校法人委員会報告第41号）に記載されていますので、平成21年4月以降に契約するリース契約については参考にされることをお勧めします。

施設設備に関する借入については、日本私立学校振興・共済事業団等の私学支援機構が低金利で融資を行っていますので、リースにするか購入するかを決定する際に検討することをお勧めします。